

# 厚生委員会報告資料

令和8年4月15日

報告事項件名	頁
1 メタバースを活用したオンライン居場所の拡充について（ひきこもり支援）・・・	2
2 「あだち食料品等物価高支援給付金」進捗状況について・・・・・・・・・・	4
3 特別養護老人ホームにかかる課題対応の進捗状況について・・・・・・・・	10
4 特別養護老人ホーム待機者への対応等に向けた新規事業の開始について・・・	15
5 足立区高齢者在宅サービスセンター西綾瀬 借地契約内容の見直しについ て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
6 令和7年度あだちオレンジチェック（認知症検診推進事業）の実施結果に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
7 令和7年度地域包括支援センター業務委託評価の概要及び結果について・・・	22
8 介護の新たな担い手確保に向けたセミナーの実施結果について・・・・・・・・	26
9 「生活保護相談における窓口対応の検証」及び「相談窓口の録音」に関す る再検証の答申について・・・・・・・・・・・・・・・・	30
10 被保護世帯向けエアコン購入費補助の実施について・・・・・・・・	40

(福 祉 部)

# 厚生委員会報告資料

令和8年4月15日

件名	メタバースを活用したオンライン居場所の拡充について（ひきこもり支援）												
所管部課名	福祉部 福祉まると相談課												
内容	<p>セーフティネットあだち（足立区のひきこもりの相談・居場所支援）における、「メタバースを活用したオンライン居場所（R7.7月～開始）」について、回数及び時間帯を拡充して実施するため、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 メタバースとは</b></p> <p>(1) インターネット上に構築された三次元の仮想空間  (2) 自身の代わりとなるアバターを操作して他者と交流</p> <p><b>2 目的・メリット</b></p> <p>(1) 外出せず気軽に他者や社会との「つながり」や「きっかけ」作り  (2) 肩書きや経歴を気にせず参加可能（アバターを介して交流）  (3) メタバースをきっかけとしてリアル（対面）での関わりにつなげる。</p> <p><b>3 実施回数・時間帯の拡充（令和8年4月から）</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px;">拡充① 月2回→月4回実施</div> <div style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px;">拡充② 夜間時間帯を追加</div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #e0e0e0;">R8.3月まで</th> <th colspan="2" style="background-color: #e0e0e0;">R8.4月から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 25%;">第1火曜日</td> <td style="width: 25%;">午後1時～4時</td> <td style="width: 25%;">第1火曜日</td> <td style="width: 25%;">午後1時～4時 <span style="background-color: yellow; border: 2px solid red;">午後6時～8時</span></td> </tr> <tr> <td>第3火曜日</td> <td>午後1時～4時</td> <td>第3火曜日</td> <td>午後1時～4時 <span style="background-color: yellow; border: 2px solid red;">午後6時～8時</span></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4 今後の方針</b></p> <p>(1) 対面での支援とともに、ひきこもり本人や家族にとって、安心して過ごせる・他者と話せる居場所を提供していく。  (2) オンライン居場所に関する情報を追記した「ひきこもり支援リーフレット」も活用しながら、居場所登録者・利用者の増につなげていく。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p><b>【参考】令和7年度：オンライン居場所の実績（R7.7月～R8.3月）</b></p> <p>① 登録者数：28人（本人：15人、家族：9人、その他：4人）  ② 延べ利用者数：34人（本人：30人、家族：4人、その他：0人）  ③ オンライン→対面につながった方や、親子で参加された事例も有り</p> </div>	R8.3月まで		R8.4月から		第1火曜日	午後1時～4時	第1火曜日	午後1時～4時 <span style="background-color: yellow; border: 2px solid red;">午後6時～8時</span>	第3火曜日	午後1時～4時	第3火曜日	午後1時～4時 <span style="background-color: yellow; border: 2px solid red;">午後6時～8時</span>
R8.3月まで		R8.4月から											
第1火曜日	午後1時～4時	第1火曜日	午後1時～4時 <span style="background-color: yellow; border: 2px solid red;">午後6時～8時</span>										
第3火曜日	午後1時～4時	第3火曜日	午後1時～4時 <span style="background-color: yellow; border: 2px solid red;">午後6時～8時</span>										

## メタバース居場所のイメージ

## 1 実際の画面イメージ



## 2 特徴

- (1) 匿名、顔を出さない、声も出さない全て可
- (2) 声を出さないチャット機能での参加、様子を見るだけの参加も可
- (3) 途中参加、途中退室可能

## 3 安全・安心対策

- (1) セーフティネットあだちの運営スタッフ3名がメタバース上に常駐
- (2) メタバース上のスタッフが参加者へ適宜声かけ
- (3) 参加者の交流の様子をスタッフが随時見回り確認

## 4 その他

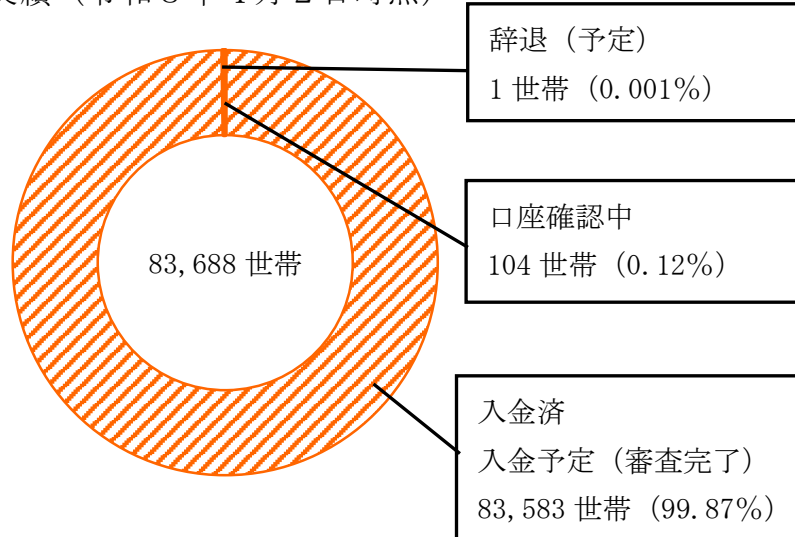
- (1) 個室：クローズドな空間で相談やお話が可能（本人や親、きょうだいも可）
- (2) 広場：スタッフの声かけでゲームや居合わせた方との交流が可能

# 厚生委員会報告資料

令和8年4月15日

件名	「あだち食料品等物価高支援給付金」進捗状況について																										
所管部課名	福祉部 物価高騰重点支援給付金担当課																										
内容	<p>「あだち食料品等物価高支援給付金（1人1万円）」の進捗状況について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 対象数（令和8年4月2日時点）</b></p> <table border="1" data-bbox="400 728 1439 1341"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>世帯数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>【第1弾】</b>                      対象者の属する世帯（以下「対象世帯」という）のうち、令和7年1月から5月までに実施した「令和6年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への3万円給付金」を区において世帯主名義の口座で受給し、世帯主に変更がない等の世帯                 </td> <td>83,688世帯</td> <td>117,233人</td> </tr> <tr> <td> <b>【第2弾】</b>                      上記以外の世帯                 </td> <td>302,390世帯</td> <td>586,358人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>386,078世帯</td> <td>703,591人</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 第1弾対象世帯について</b></p> <p>(1) スケジュール</p> <table border="1" data-bbox="395 1487 1442 2063"> <thead> <tr> <th>通知</th> <th>区分</th> <th>手続き</th> <th>支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">振込事前案内 ※発送済み (2月9日以降到着)</td> <td>振込先 口座変更 なし</td> <td>不要</td> <td>2月24日(火) または 2月26日(木) ※ 選択不可</td> </tr> <tr> <td>振込先 口座変更 あり</td> <td>2月16日(月)正午までに給付金ダイヤルまたは申請相談支援窓口へ申し出のうえ、変更後の口座情報を届出</td> <td>変更後口座情報提出から3～4週間後 ※最短2月24日(火)振込済み</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>辞退、単身世帯で世帯主死亡等の事由により第2弾へ変更など</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象	世帯数	人数	<b>【第1弾】</b> 対象者の属する世帯（以下「対象世帯」という）のうち、令和7年1月から5月までに実施した「令和6年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への3万円給付金」を区において世帯主名義の口座で受給し、世帯主に変更がない等の世帯	83,688世帯	117,233人	<b>【第2弾】</b> 上記以外の世帯	302,390世帯	586,358人	計	386,078世帯	703,591人	通知	区分	手続き	支給日	振込事前案内 ※発送済み (2月9日以降到着)	振込先 口座変更 なし	不要	2月24日(火) または 2月26日(木) ※ 選択不可	振込先 口座変更 あり	2月16日(月)正午までに給付金ダイヤルまたは申請相談支援窓口へ申し出のうえ、変更後の口座情報を届出	変更後口座情報提出から3～4週間後 ※最短2月24日(火)振込済み	その他	辞退、単身世帯で世帯主死亡等の事由により第2弾へ変更など	
対象	世帯数	人数																									
<b>【第1弾】</b> 対象者の属する世帯（以下「対象世帯」という）のうち、令和7年1月から5月までに実施した「令和6年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への3万円給付金」を区において世帯主名義の口座で受給し、世帯主に変更がない等の世帯	83,688世帯	117,233人																									
<b>【第2弾】</b> 上記以外の世帯	302,390世帯	586,358人																									
計	386,078世帯	703,591人																									
通知	区分	手続き	支給日																								
振込事前案内 ※発送済み (2月9日以降到着)	振込先 口座変更 なし	不要	2月24日(火) または 2月26日(木) ※ 選択不可																								
	振込先 口座変更 あり	2月16日(月)正午までに給付金ダイヤルまたは申請相談支援窓口へ申し出のうえ、変更後の口座情報を届出	変更後口座情報提出から3～4週間後 ※最短2月24日(火)振込済み																								
	その他	辞退、単身世帯で世帯主死亡等の事由により第2弾へ変更など																									

(2) 支給実績 (令和8年4月2日時点)



(3) 期限

振込不能となった世帯には、「振込不能通知」を送付する。令和8年7月14日(火) (当日消印有効) までに正しい口座情報の申し出がされなかった場合は、本給付金の申請を取り下げたものとみなす。

3 第2弾対象世帯について

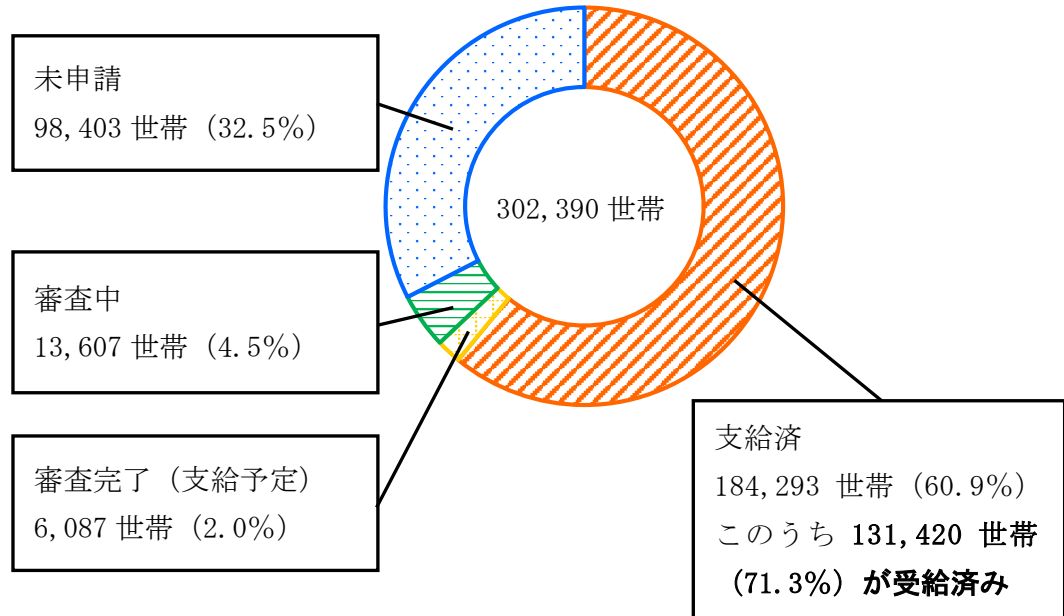
(1) スケジュール

通知	受取方法	手続き	支給日 (注1・注2)
申請書 ※発送済み (3月4日以降到着)	セブン 銀行ATM	オンライン	申請後、最短3営業日で「確認番号」等をメールで通知(支給決定後、即時配信) ※ 最短3月4日(水)受け取り
		郵送	申請後、10営業日前後で「確認番号」等を圧着はがきで通知 (圧着はがきは、支給決定から到着まで6営業日ほど要する) ※ 最短3月13日(金)受け取り
	口座振込	給付金ダイヤルまたは申請相談支援窓口へ申し出のうえ、「口座振込申請書」を取り寄せ、口座情報等を届出	「口座振込申請書」提出から3~4週間後(支給決定後、「支払い通知」を送付) ※ 最短4月9日(木)振込

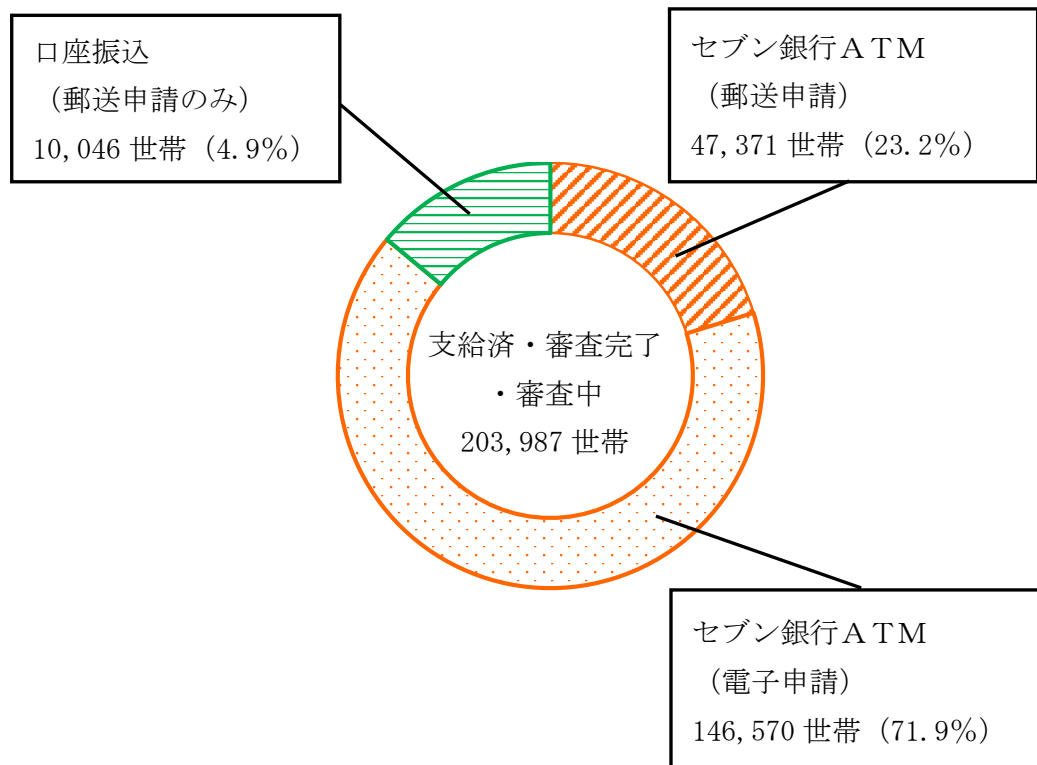
注1 申請多数の時期は、さらに時間を要する場合がある。

注2 セブン銀行ATMでの受け取りを希望する方のうち3月下旬～4月上旬に申請された場合は、年度替わりの会計事務手続き上、確認番号等の通知に2週間以上要する場合がある。

(2) 申込処理状況 (令和8年4月2日時点)



(3) 受給希望内訳 (令和8年4月2日時点)



#### 4 区民からの問い合わせ状況

(1) 件数 (令和8年3月31日時点)

ア あだち食料品等物価高支援給付金ダイヤル (1月22日開設)

	平均件数/日	最大件数/日
1月	63件	161件 (広報掲載翌日)
2月	180件	433件 (「振込事前案内」送付翌日)
3月	1,923件	2,960件 (「申請書」送付期間)

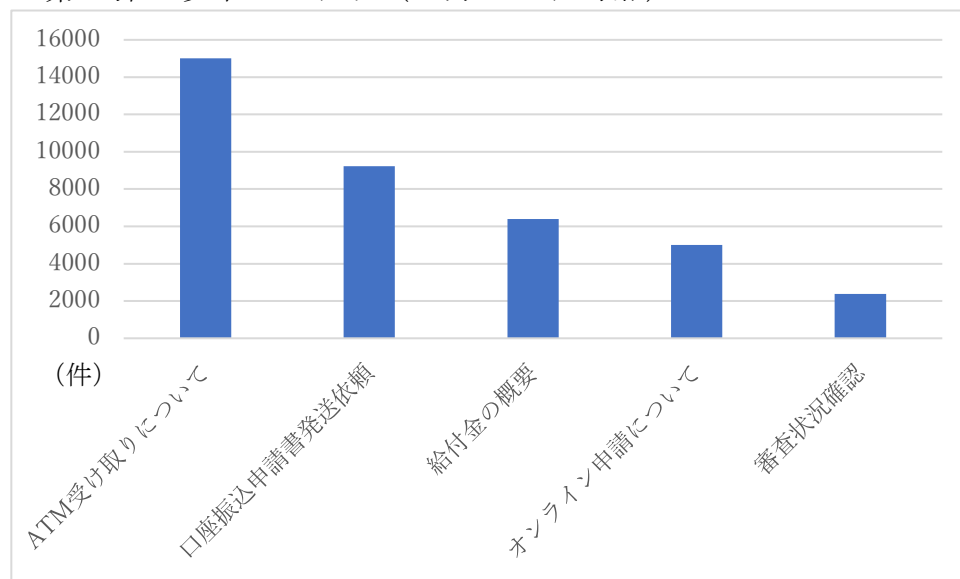
イ 申請相談支援窓口 (2月6日開設)

	平均件数/日	最大件数/日
2月	46件	89件 (「振込事前案内」送付翌日)
3月	214件	328件 (申請書送付期間)

(2) 主な内容

ア 第1弾: 給付金の概要、各種手続き (振込先口座変更、DV等避難者)

イ 第2弾: 以下のとおり (3月31日時点)



#### 5 問い合わせ先 (外部委託)

(1) あだち食料品等物価高支援給付金ダイヤル【8月31日(月)まで】

0120-636-039 (平日、午前9時から午後8時まで)

※ 多言語対応・三者間通話

(2) 申請相談支援窓口【7月17日(金)まで】

本庁舎中央館1階アトリウム (平日午前9時から午後5時まで)

※ 多言語対応・三者間通話

## 6 アンケートの実施

物価高対策としての効果検証として、受給者にアンケートを実施する。

あだち食料品等物価高支援給付金に関するアンケート	
調査の目的	給付金による生活への影響と用途を把握し、今後の支援施策に活かす。
対象者	電子申請利用者から無作為抽出した 3,000 世帯 ※ 上記に加え、申請相談支援窓口利用者を対象としたアンケートも実施
調査項目	設問は別紙のとおり ※ 所要時間 2 分程度
実施時期	令和 8 年 5 月頃
調査方法	対象者へメールを送信し、足立区オンライン申請システムでの回答を依頼。

## 7 今後の方針

- (1) あだち広報 3 月 25 日号にて、申請・受給漏れの注意喚起を行った。  
また、令和 8 年 5 月下旬に再勧奨通知を郵送する。
- (2) 区民より、給付金詐欺を疑う不審な電話について、情報が寄せられた。不審な電話があった際は一度電話を切り、「あだち食料品等物価高支援給付金ダイヤル」へ掛け直すよう、危機管理課による定期的 SNS 投稿および区ホームページ重要なお知らせにより区民へ周知しており、継続する。

## 「あだち食料品等物価高支援給付金」アンケート設問（案）

No.	設 問		選択肢
1	回答者の属性	年代	20代以下 30代～40代 50代～60代 70代以上
2		家族構成	単身世帯 夫婦またはパートナーのみ（1世代世帯） 親と子（2世代世帯） 親と子と孫（3世代世帯） その他
3	給付金について	主な使途 （予定含む）	食料品の購入 日用品の購入 光熱水費の支払い 外食・レジャー費（娯楽費） 教育費（子どもに関する費用） 貯蓄 その他
4		主に使用した地域 （予定含む）	足立区内（商店街、個人店など） 足立区内（大型スーパー、ショッピングモール、 コンビニなど） 足立区外の店舗 オンライン店舗（ネットショッピング） まだ使用していない
5-1		物価高騰対策としての 効果	有効だった どちらかと言えば有効だった どちらとも言えない どちらかと言えば効果はなかった 効果はなかった
5-2	上記の理由【任意】	※ 自由記載	
6-1	セブン銀行ATMでの 受取方法	オンライン申請から ATMでの受取操作まで	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           簡単だった やや簡単だった 普通         </div> <span style="font-size: 2em;">➡</span> ※ 問7へ  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           やや難しかった 難しかった         </div> <span style="font-size: 2em;">➡</span> ※ 問6-2へ
6-2		最も苦勞した操作	オンライン申請の入力 受取番号（セブン銀行ATMで受け取るための番号）等の通知の確認 ATMでの操作 その他
7		申請から受け取りまでの スピード	非常に満足 満足 普通 やや不満 不満
8	今後、同様の給付金における最も望ましい 受取方法	現金（セブン銀行ATMでの受け取り） 現金（指定口座への振込） 商品券（紙・デジタル） おこめ券 その他	

# 厚生委員会報告資料

令和8年4月15日

件名	特別養護老人ホームにかかる課題対応の進捗状況について									
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課									
内容	<p>特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）にかかる課題対応の進捗状況について報告する。</p> <p><b>1 特養整備にかかる課題と要因</b></p> <table border="1" data-bbox="349 602 1449 1740"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 607 499 701">課題</th> <th data-bbox="499 607 938 701">要因</th> <th data-bbox="938 607 1445 701">これまでの対応と今後の方針 (課題解決の方向性)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 701 499 965" rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <b>I</b>  <b>【利用者・施設】</b>                      待機者及び個室空床の解消                 </td> <td data-bbox="499 701 938 965">1 医療的ケアを要する利用者と特養施設とのミスマッチ</td> <td data-bbox="938 701 1445 1740" rowspan="4"> <b>【対応】</b>                      長期待機者実態調査で判明した「緊急性が低いと思われる申し込み」や「医療的ケアが必要であり、待機していても特養に入所できない」方を対象に、入所申込更新勧奨時（令和7年12月）に、申込み施設等の再検討を促す個別具体的な案内を行った。   <b>【方針】</b>                      上記調査にて判明した長期待機の要因が生じないように、「24時間365日相談」の設置（令和8年10月予定）や、長期待機者の実情に応じた「施設入所相談員」による相談支援を令和8年7月より実施する。                      なお、同様の調査は年一回程度継続して実施する予定である。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 965 938 1223">2 緊急性が低いと思われる待機者が一定程度存在</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1223 938 1480">3 料金や「利用料金軽減制度」等の周知が不十分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1480 938 1740">4 施設の特徴等の情報提供が不十分</td> </tr> </tbody> </table>	課題	要因	これまでの対応と今後の方針 (課題解決の方向性)	<b>I</b> <b>【利用者・施設】</b> 待機者及び個室空床の解消	1 医療的ケアを要する利用者と特養施設とのミスマッチ	<b>【対応】</b> 長期待機者実態調査で判明した「緊急性が低いと思われる申し込み」や「医療的ケアが必要であり、待機していても特養に入所できない」方を対象に、入所申込更新勧奨時（令和7年12月）に、申込み施設等の再検討を促す個別具体的な案内を行った。  <b>【方針】</b> 上記調査にて判明した長期待機の要因が生じないように、「24時間365日相談」の設置（令和8年10月予定）や、長期待機者の実情に応じた「施設入所相談員」による相談支援を令和8年7月より実施する。 なお、同様の調査は年一回程度継続して実施する予定である。	2 緊急性が低いと思われる待機者が一定程度存在	3 料金や「利用料金軽減制度」等の周知が不十分	4 施設の特徴等の情報提供が不十分
	課題	要因	これまでの対応と今後の方針 (課題解決の方向性)							
	<b>I</b> <b>【利用者・施設】</b> 待機者及び個室空床の解消	1 医療的ケアを要する利用者と特養施設とのミスマッチ	<b>【対応】</b> 長期待機者実態調査で判明した「緊急性が低いと思われる申し込み」や「医療的ケアが必要であり、待機していても特養に入所できない」方を対象に、入所申込更新勧奨時（令和7年12月）に、申込み施設等の再検討を促す個別具体的な案内を行った。  <b>【方針】</b> 上記調査にて判明した長期待機の要因が生じないように、「24時間365日相談」の設置（令和8年10月予定）や、長期待機者の実情に応じた「施設入所相談員」による相談支援を令和8年7月より実施する。 なお、同様の調査は年一回程度継続して実施する予定である。							
2 緊急性が低いと思われる待機者が一定程度存在										
3 料金や「利用料金軽減制度」等の周知が不十分										
4 施設の特徴等の情報提供が不十分										

課題	要因	これまでの対応と今後の方針 (課題解決の方向性)
<b>Ⅱ</b> <b>施設運営（介護サービスの提供等）の維持・向上</b> <b>【施設】</b>	1 介護職員の不足	<b>【対応】</b> 介護人材雇用創出事業等により、施設におけるサービス提供力の維持・向上を図った。 <b>【方針】</b> 令和8年3月開設の2カ所の特養（多床室 計85床、ユニット型個室 計215床）の入所状況も踏まえ、今後の特養の整備について、高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に併せて、さらなる新設の可否も含め方針を検討する。
	2 新規介護職員の教育体制整備が困難	

※ 対応の詳細は別紙「特養整備にかかる課題に対する取組状況」参照

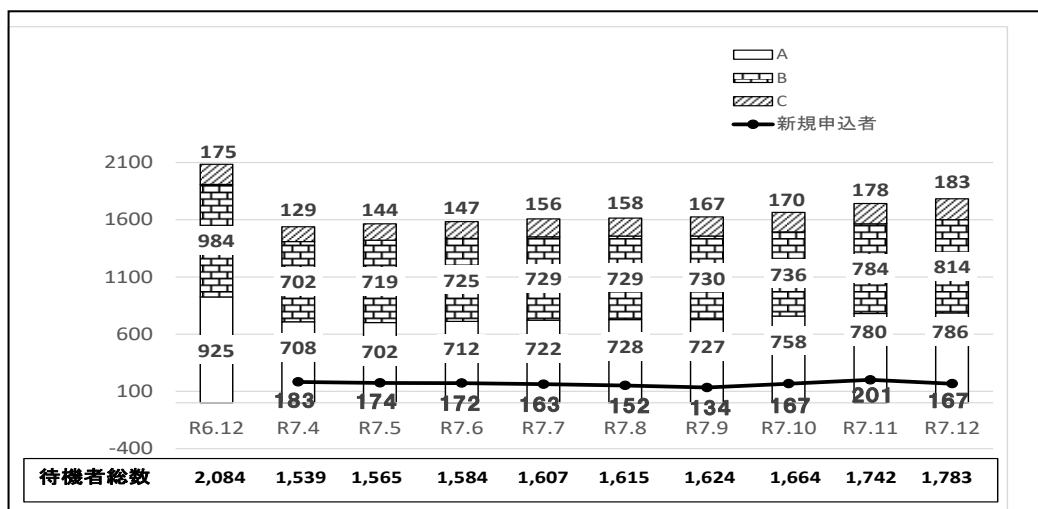
## 2 現時点での取組成果

### ≪Ⅰ 待機者及び個室空床の解消≫

#### ①【待機者数の推移】

R6.12月（2,084人）→R7.12月（1,783人） **301人減**

入所検討委員会の毎月実施（書面 R6.12～）等により、入所待機者数が改善した。



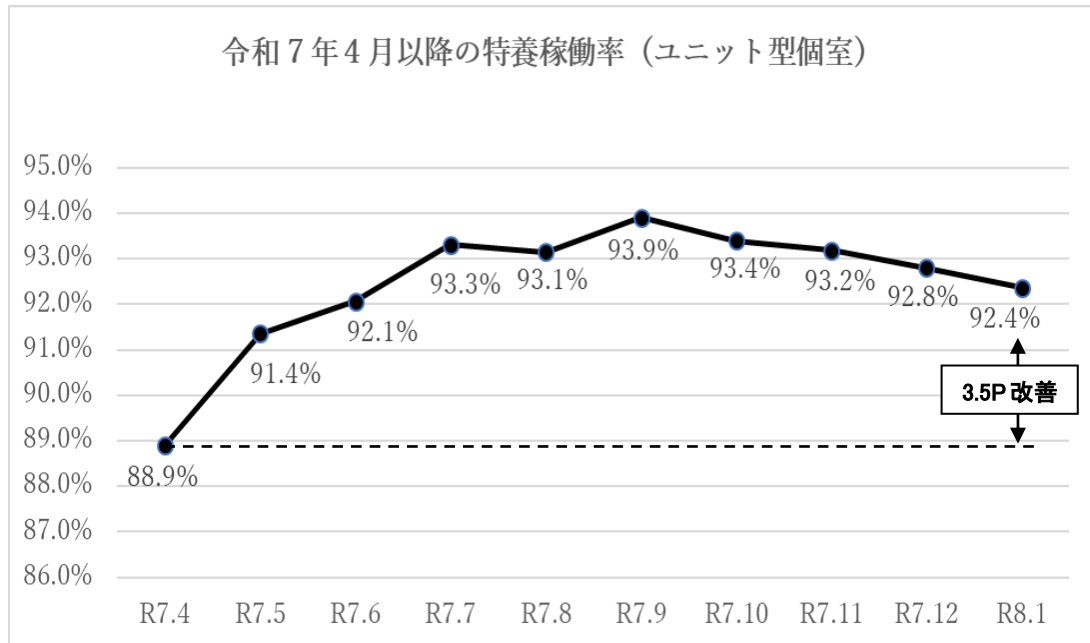
※ R8.3開設施設（2施設：300床）への申込者の発生により待機者が増加している。開設後に入所が開始することで減少が見込まれる。

②【稼働率の推移（部屋の種類別）】

ユニット型個室の稼働率

R7.4月（88.9%）→R8.1月（92.4%） 3.5p改善

迅速な入居につながるよう、個室の入居にかかる制度変更を行った結果、個室の稼働率が改善した。



≪ II 施設運営（介護サービスの提供等）の維持・向上 ≫

①【直接雇用移行の増】

R7.2月（13人）→R8.2月（22人） 9人増

「あだち福祉人材就職フェア」「介護人材雇用創出事業」「若年者向け就労体験就労支援事業」を同一の事業者へ委託したことにより、事業間の連携がスムーズに実施された結果、直接雇用移行数が増加した。

②【研修受講者の増】

研修名	回数	受講者数【のべ人数】
主任介護支援専門員研修	2	238人（+38）
介護支援専門員研修	2	471人（+63）

ケアマネ研修、主任ケアマネ研修において、講師選定やテーマ設定の改善により受講者が増加した。

### 3 現在の区内特養整備状況

令和2年策定の「特別養護老人ホーム整備方針」に基づき、計画的な整備を進めてきた結果、以下の表のと通りの整備状況となっている。

	令和2年度末	令和7年度末
施設数	26 施設	33 施設 (+7)
定員数 (ベッド数)	2,813 床	3,802 床 (+989)

※ 令和7年度に2施設開設

### 4 今後の特養整備について

高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に併せて、令和8年度以降の特養の整備について方針を検討する。

上段：事業名  
下段：事業実績

カッコ内は前  
年同時期との  
増減比較

# 特養整備にかかる課題に対する取組状況

高 高齢福祉課  
医 医療介護連携課  
介 介護保険課  
(★について、R8 年度担当所管変更あり)

**【医療的ケアを要する利用者と養施設とのミスマッチ】**

**【緊急性が低いと思われる待機者が一定程度存在する】**

**医 事業者向け窓口の活用強化**  
医療・介護団体等の交流会、研修会等で相談窓口を周知  
(相談 120 件 ~1/31 ▲22)

**高 事業者向けの入所事務説明会 (年 2 回開催)**  
R7.5 開催 91 人参加  
R8.1 開催 59 人参加

**高 長期待機者実態調査 (年 1 回実施予定)**  
施設に向け、長期待機者の調査 (~8 月)

**高 区民向け相談窓口設置**  
R8 年度より事業開始 (「24 時間 365 日相談」「施設入所相談員」)

**高 入所検討委員会 (対面) 実施**  
R7.9 開催 (特養施設長)  
(待機者状況、長期待機者調査結果の報告)

**高 入所検討委員会 (書面) 毎月開催**  
R6.12 より実施中

**待機者数**  
R8.3 1,865 人 (-219)

※ 対象施設数  
居宅介護支援事業所：187  
特別養護老人ホーム：31  
地域包括支援センター：25

## I 待機者及び個室空床の解消

【利用者・施設】

**【個室と多床室の料金や「利用料金軽減制度」などの周知が不十分】**

**【施設の特徴などの情報提供が不十分】**

**介 みんなで支え合おう 介護保険 (利用の手引き) の改訂**  
R8.3 発行済

**介 ケアマネ向け研修の実施**  
R8.2 実施 (244 名参加) (+54)

**介 ケアマネ事業所向けの案内周知**  
ケアマネ向け啓発用案内チラシをケアマネ向け研修にて配布

**介 介護だよりでの周知**  
R8.4.7 配布済

**高 専用ホームページの作成による情報提供の徹底**  
暫定版を区ホームページで公開 (R7.11~)  
(利用料金、入所までの期間、セールスポイント等)  
R9 年度の専用サイト公開に向け準備中

**高 区民向け相談窓口の設置 (再掲)**

**【介護職員の不足】**

**医 介護人材雇用創出事業**  
通年で求職者を募集し、施設とのマッチング  
直接雇用移行数 39 人 (+9) (~R8.3)

**医 あだち福祉人材就職フェア**  
7・10・2 月実施  
参加者の就労実績  
7 月 12 人、10 月 12 人  
2 月 12 人 (速報値) (+15)

**医 介護職員資格取得等支援事業**  
通年で助成金受付・支出  
助成件数：328 件 (+27) (~R8.3)

**医 若年者向け就労体験就労支援事業**  
通年で短期労働体験実施中  
体験実績 65 人 (+53) (うち 2 名就労 ▲1) (~R8.3)

**医 新たな担い手確保に向けた取り組み**  
R8.2 スポットワークセミナー参加 22 人  
R8.2 外国人人材セミナー参加 16 人 (初年度)

**医 子どもに向けた介護業界のイメージアップ啓発**  
健康まつりブース出展 来場 201 人  
A-Festa ブース出展 来場 389 人 (初年度)

**介福祉サービス事業所職員家賃支援事業**  
四半期毎に交付 (R7 初年度) ★R8 医  
申請者数 42 人 (~R8.3 初年度)

## II 施設運営 (介護サービスの提供等) の維持・向上

【施設】

**【新規介護職員の教育体制整備が困難】**

**医 自主学习教材及び学習カリキュラムの開発・導入 (介護職員、ケアマネ、主任ケアマネ) ★R8 介**  
職員研修：毎月、ケアマネ研修：年 2 回  
主任ケアマネ研修：年 2 回 を開催中

**医 自主学习教材及び学習カリキュラムの開発・導入 (認知症介護実践者) ★R8 介**  
年 2 回 + フォローアップ開催 第 1 回実施中

**【令和 7 年度実績 (~R8.3) ※ 同一研修の複数回出席可 (受講内容が異なる)】**

研修名	回数	受講者数【のべ人数】	受講対象者
介護職員研修※	1 2	6 2 7 人 (▲143)	—
主任介護支援専門員研修	2	2 3 8 人 (+38)	約 3 0 0 人
介護支援専門員研修	2	4 7 1 人 (+63)	約 9 0 0 人
認知症介護実践者研修	2	4 2 人 (▲6)	—
認知症介護フォローアップ研修	1	1 4 人	—

※ 介護職員研修：年間開催数を R6 年度 30 回から R7 年度 12 回と変更している

# 厚生委員会報告資料

令和8年4月15日

件名	特別養護老人ホーム待機者への対応等に向けた新規事業の開始について								
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課								
内 容	<p>特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）について、多床室の待機者偏重とユニット型個室の空床発生という課題に取り組み、入所希望者が最適な施設を適切に選択できる環境を整えるため、以下の事業の準備を進めている。</p>								
	<p><b>1 高齢者施設入所相談員による入所相談（令和8年7月開始）</b>                  高齢福祉課施設係において、特養長期待機者や新規申込者に対し、2名の専門員が個別に相談支援を実施する。希望する特養で待機が長期化すると見込まれる場合、希望条件に合致した他施設を含めて選択肢を示すなど適切な施設選びを伴走型で支援する。</p> <table border="1" data-bbox="331 781 1477 1016"> <thead> <tr> <th>業 務</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設入所相談</td> <td>特養に限らず、施設入所を希望する方への相談対応</td> </tr> <tr> <td>特養入所調整</td> <td>入所申込者の申請内容の確認・相談</td> </tr> <tr> <td>長期待機者対応</td> <td>特養長期待機者の状況把握及び希望施設選択の相談</td> </tr> </tbody> </table>	業 務	内 容	施設入所相談	特養に限らず、施設入所を希望する方への相談対応	特養入所調整	入所申込者の申請内容の確認・相談	長期待機者対応	特養長期待機者の状況把握及び希望施設選択の相談
	業 務	内 容							
	施設入所相談	特養に限らず、施設入所を希望する方への相談対応							
	特養入所調整	入所申込者の申請内容の確認・相談							
長期待機者対応	特養長期待機者の状況把握及び希望施設選択の相談								
<p><b>2 高齢者24時間365日相談事業（令和8年10月開始）</b></p> <table border="1" data-bbox="325 1106 1468 1599"> <thead> <tr> <th>事 業</th> <th>高齢者相談コールセンター</th> <th>高齢者相談AIチャットボット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対 象</td> <td>区内在住65歳以上の高齢者及びその関係者</td> <td>制限なし（登録不要）</td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td>                     ① 高齢者相談                      ② 緊急高齢者受付対応業務                      緊急保護された高齢者の一時保護場所手配                      ③ 高齢者虐待通報・苦情対応                      区民及び介護事業者からの介護サービスに関する事故・苦情相談                 </td> <td>介護保険制度や足立区内の高齢者施設等に関する定型的な相談・情報提供</td> </tr> </tbody> </table>	事 業	高齢者相談コールセンター	高齢者相談AIチャットボット	対 象	区内在住65歳以上の高齢者及びその関係者	制限なし（登録不要）	内 容	① 高齢者相談 ② 緊急高齢者受付対応業務 緊急保護された高齢者の一時保護場所手配 ③ 高齢者虐待通報・苦情対応 区民及び介護事業者からの介護サービスに関する事故・苦情相談	介護保険制度や足立区内の高齢者施設等に関する定型的な相談・情報提供
事 業	高齢者相談コールセンター	高齢者相談AIチャットボット							
対 象	区内在住65歳以上の高齢者及びその関係者	制限なし（登録不要）							
内 容	① 高齢者相談 ② 緊急高齢者受付対応業務 緊急保護された高齢者の一時保護場所手配 ③ 高齢者虐待通報・苦情対応 区民及び介護事業者からの介護サービスに関する事故・苦情相談	介護保険制度や足立区内の高齢者施設等に関する定型的な相談・情報提供							
<p>(1) 高齢者相談コールセンター                  多様化する相談窓口を一本化し、「どこに相談すべきか分からない」といった不安を解消する。看護師等の専門職が24時間体制で対応することで、日中多忙な家族介護者も即時に相談できる体制を構築する。                  また、夜間や休日に警察に保護された高齢者を一時的に施設に保護する業務や虐待通報への対応も行う。</p> <p>(2) 高齢者相談AIチャットボット                  介護保険の基本制度や地域包括支援センターなどの区内の施設情報について、24時間いつでも即時に回答を得られる環境を整え、利便性の向上を図る。</p> <p>※ 相談体制の詳細については別紙「高齢者相談体制図（案）」参照</p>									

### 3 特別養護老人ホーム検索サイト（令和9年4月開始）

区内特養の情報を一括で閲覧でき、医療的ケアの可否、利用料金、空き状況等の希望条件を組み合わせて施設を絞り込むことができる専用サイトを開設する。あわせて、負担軽減制度等の情報も一元的に掲載し、利用者自身が最適な選択をできる仕組みを構築する。

#### 【参考】概要イメージ図



情報更新にあたっては、施設差が出ないように区が記載内容や枠組みを示した後、各施設が入所待ちの目安や日々の活動状況などをタイムリーに更新できる仕組みを導入。

### 4 今後の方針

- (1) 高齢者施設入所相談員については、新規の特養入所相談に加え、長期待機者に対してもアウトリーチで状況把握に努め、適切な施設選択を案内していく。
- (2) 24時間365日のAIチャットボットやコールセンターについては、あだち広報において開始を案内するとともに、区ホームページにおいて広く周知していく。  
また、地域包括支援センターや区内居宅介護支援事業所、特養等へチラシの配布を依頼し、広く区民へ深夜や休日でも気軽にアクセスできることを案内していく。
- (3) 特別養護老人ホーム検索サイトについては、現在暫定版として区ホームページにおいて「特別養護老人ホーム一覧」を掲載している。今後は、一覧だけではわからないそれぞれの施設の雰囲気や特徴を掲載できるように令和8年度中に構築を進める。令和9年度4月からはサイトの運用を開始し、条件を組み合わせて検索ができるようにしていく。

# 高齢者相談体制図(案)

区民

**新設** **24時間365日高齢者介護相談コールセンター**  
**AIチャットボット**

**困った時の3つの「知りたい」に対応**

- ◆ 「ちょっと知りたい」…介護保険制度や地域包括支援センター等に関わる定型的な問い合わせへの対応
- ◆ 「どこに相談していいか知りたい」…高齢者の困りごとを整理して専門部署をご案内
- ◆ 「すぐに知りたい」…コールセンターでは24時間365日看護師等の専門員が相談受付

地域包括支援センター  
 基幹地域包括支援センター

専門的相談でさらに詳しく

連携

生活・住まい相談			特養・施設入所相談		虐待・苦情相談	
福祉まるごと相談課	医療介護連携課 権利擁護係	住宅課	<b>新設</b> 高齢者施設入所相談員 専門相談員	医療介護連携課 医療介護連携推進係 事業者専門相談員 (コーディネーター)	介護保険課 事業者指導係	医療介護連携課 高齢援護係
世代・分野を問わない「まるごと相談」 複合的な困りごと 就労支援などをサポート	成年後見制度 権利擁護・終活の相談 権利擁護センターあだちとの連携 など	お部屋さがしサポートとの連携 公営住宅の案内 など	特別養護老人ホームの入所申込相談 長期待機者の相談対応 個別アプローチ 適した施設選びの相談	事業者からの相談受付 医療的ケアが必要な場合の別施設への案内 など	区民及び介護事業者からの介護サービスに関する事故・苦情相談 など	緊急保護された高齢者の一時保護場所手配 など

# 厚生委員会報告資料

令和8年4月15日

件名	足立区高齢者在宅サービスセンター西綾瀬 借地契約内容の見直しについて																																									
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課																																									
内容	<p>高齢者在宅サービスセンター西綾瀬は、令和8年7月末で現行の土地貸付契約が終了する。</p> <p>現在は全敷地を無償で借り受けているが、土地所有者の東京都より「運営主体が民間法人の部分は有償契約とする」との方針が示された。これに伴い、令和8年8月1日以降は、運営実態に応じて「無償」と「有償」の各契約を締結する。有償分については、区が保証金および賃料を支払う。</p> <p>事業内容別の契約区分</p>																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業内容</th> <th>運営主体</th> <th>利用面積 (利用割合)</th> <th>現契約</th> <th>新契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>高齢者在宅サービスセンター</td> <td>社会福祉法人 愛寿会</td> <td>565.33 m<sup>2</sup> (57.1%)</td> <td>無償</td> <td>有償</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>居宅介護支援事業所</td> <td>社会福祉法人 愛寿会</td> <td>32.90 m<sup>2</sup> (3.3%)</td> <td>無償</td> <td>有償</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>訪問介護事業所</td> <td>社会福祉法人 愛寿会</td> <td>17.62 m<sup>2</sup> (1.8%)</td> <td>無償</td> <td>有償</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>共有部分 (①～③に係る部分)</td> <td>社会福祉法人 愛寿会</td> <td>288.55 m<sup>2</sup> (29.2%)</td> <td>無償</td> <td>有償</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>地域包括支援センター</td> <td>足立区 (業務委託)</td> <td>58.03 m<sup>2</sup> (5.9%)</td> <td>無償</td> <td>無償</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>共有部分 (⑤に係る部分)</td> <td>足立区 (業務委託)</td> <td>85.21 m<sup>2</sup> (2.7%)</td> <td>無償</td> <td>無償</td> </tr> </tbody> </table>		事業内容	運営主体	利用面積 (利用割合)	現契約	新契約	①	高齢者在宅サービスセンター	社会福祉法人 愛寿会	565.33 m <sup>2</sup> (57.1%)	無償	有償	②	居宅介護支援事業所	社会福祉法人 愛寿会	32.90 m <sup>2</sup> (3.3%)	無償	有償	③	訪問介護事業所	社会福祉法人 愛寿会	17.62 m <sup>2</sup> (1.8%)	無償	有償	④	共有部分 (①～③に係る部分)	社会福祉法人 愛寿会	288.55 m <sup>2</sup> (29.2%)	無償	有償	⑤	地域包括支援センター	足立区 (業務委託)	58.03 m <sup>2</sup> (5.9%)	無償	無償	⑥	共有部分 (⑤に係る部分)	足立区 (業務委託)	85.21 m <sup>2</sup> (2.7%)	無償
	事業内容	運営主体	利用面積 (利用割合)	現契約	新契約																																					
①	高齢者在宅サービスセンター	社会福祉法人 愛寿会	565.33 m <sup>2</sup> (57.1%)	無償	有償																																					
②	居宅介護支援事業所	社会福祉法人 愛寿会	32.90 m <sup>2</sup> (3.3%)	無償	有償																																					
③	訪問介護事業所	社会福祉法人 愛寿会	17.62 m <sup>2</sup> (1.8%)	無償	有償																																					
④	共有部分 (①～③に係る部分)	社会福祉法人 愛寿会	288.55 m <sup>2</sup> (29.2%)	無償	有償																																					
⑤	地域包括支援センター	足立区 (業務委託)	58.03 m <sup>2</sup> (5.9%)	無償	無償																																					
⑥	共有部分 (⑤に係る部分)	足立区 (業務委託)	85.21 m <sup>2</sup> (2.7%)	無償	無償																																					
	<p><b>1 概要</b></p> <p>(1) 対象施設</p> <p>名称 足立区高齢者在宅サービスセンター西綾瀬</p> <p>開設 平成8年8月</p> <p>所在 足立区西綾瀬三丁目969番</p> <p>敷地面積 989.61 m<sup>2</sup></p> <p>地積 12789.38 m<sup>2</sup> (現契約に基づく)</p> <p>(2) 契約内容</p> <p>ア 現行契約</p> <p>(ア) 契約内容 土地無償貸付契約 (相手方: 東京都住宅局長)</p> <p>(イ) 契約期間 平成8年8月1日～令和8年7月31日 (30年間)</p> <p>イ 新契約</p> <p>(ア) 契約内容 土地無償貸付契約及び有償定期借地契約 (相手方: 東京都住宅局長)</p> <p>(イ) 契約期間 令和8年8月1日～令和28年7月31日 (20年間)</p>																																									

(3) 継続使用目的

当施設は、長期的に区内における介護保険事業の円滑な実施を図り、もって区民に良質な介護保険給付を提供することを目的とした区立の介護保険施設であり、今後も事業を継続するため

**2 今後のスケジュール（予定）**

- (1) 令和8年4月末 東京都より定期借地契約の保証金及び賃料の提示
- (2) 令和8年6月 第2回定例会（補正予算案）にて保証金・賃料を計上
- (3) 令和8年7月 有償定期借地契約締結に向けた覚書の締結  
保証金の支払い
- (4) 令和8年8月1日 新契約（無償・有償）の締結・開始

**3 今後の方針**

- (1) 定期借地契約の期間は、都営住宅の建て替え時期を目安に20年とするが、状況に変更が生じる場合は、再度東京都と協議を行う。
- (2) 今後も「足立区介護保険事業者支援施設条例」に基づき、適正な管理・運営を継続する。

# 厚生委員会報告資料

令和8年4月15日

件名	令和7年度あだちオレンジチェック（認知症検診推進事業）の実施結果について																									
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者はつらつ支援課																									
内容	<p>令和7年度あだちオレンジチェック（認知症検診推進事業）の実施結果及び令和8年度の方針について以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 目的</b></p> <p>(1) 認知症の早期診断・早期支援  (2) 認知症と介護、社会資源に関する正しい知識の普及啓発</p> <p><b>2 検診の内容</b></p> <p>(1) 対象者</p> <p>ア 区内在住の70歳の方</p> <p>※ 令和7年度対象 昭和30年4月1日～昭和31年3月31日生</p> <p>イ 区内在住の65歳以上の方で、介護予防チェックリストにおいてA区分（認知機能低下の疑いあり）と判定され、検診を希望する方</p> <p>ウ 次の結果が「認知機能低下の疑いあり」と判定され、検診を希望する方</p> <p>(ア) 区内在住の50歳以上の方で「あだち脳活ラボ<sup>※1</sup>」によるJ-MCI<sup>※2</sup>の結果</p> <p>(イ) 区内在住の65歳以上の方で「はつらつ測定会<sup>※3</sup>」によるCognitrax<sup>※4</sup>の結果</p> <p>※1 より多くの高齢者がいつでも・どこでも・何回でも介護予防・認知症予防に取り組めるように作られた足立区第2のLINE公式アカウント</p> <p>※2 認知症リスク早期発見プログラム（問診ツール）</p> <p>※3 体力と認知機能の2つの測定会。あだち脳活ラボで結果の確認が可能。</p> <p>※4 認知機能測定（実測ツール）</p> <p>(2) 検診方法  医師による問診、認知機能検査等</p> <p>(3) 受診結果</p> <table border="1" data-bbox="344 1686 1449 2033"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>対象者（人）</th> <th>受診者（人）</th> <th>受診率（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">あだちオレンジ チェック</td> <td>70歳</td> <td>6,306</td> <td>317</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>介護予防チェック リスト</td> <td>1,093</td> <td>10 (申込36)</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>J-MCI</td> <td>116</td> <td>2 (申込2)</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>7,515</td> <td>329</td> <td>4.4</td> </tr> </tbody> </table>					対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）	あだちオレンジ チェック	70歳	6,306	317	5.0	介護予防チェック リスト	1,093	10 (申込36)	0.9	J-MCI	116	2 (申込2)	1.7	合計		7,515	329	4.4
		対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）																						
あだちオレンジ チェック	70歳	6,306	317	5.0																						
	介護予防チェック リスト	1,093	10 (申込36)	0.9																						
	J-MCI	116	2 (申込2)	1.7																						
合計		7,515	329	4.4																						

(4) 判定結果

認知機能低下疑い無	308人
認知機能低下疑い有	21人

**3 令和8年度におけるあだちオレンジチェックの実施について**

<b>対象者</b>	ア 区内在住の70歳の方 ※ 令和8年度対象 昭和31年4月1日～昭和32年3月31日生 イ 区内在住の65歳以上の方で、介護予防チェックリストにおいてA区分（認知機能低下の疑いあり）と判定され、検診を希望する方 ウ 次の結果が「認知機能低下の疑いあり」と判定され、検診を希望する方 （ア）区内在住の50歳以上の方で「あだち脳活ラボ」によるJ-MCIの結果 （イ）区内在住の65歳以上の方で「はつらつ測定会」によるCognitraxの結果
<b>受診期間</b>	ア 70歳の方：令和8年8月1日～11月30日 （ア）70歳の方の期間変更理由 ① 70歳の方の受診期間を短く設定することで、早めの受診行動につなげる。 ② 認知症月間に70歳の受診期間を設定し、普及啓発の効果を高める。 イ 70歳以外の方：令和8年4月1日～令和9年3月31日

**4 周知方法**

- （ア）あだち広報 7月25日号
- （イ）70歳案内発送 7月末
- （ウ）区イベントでの認知症相談コーナーや啓発パネル展示等。
- （エ）介護予防チェックリストにおいてA区分（認知機能低下の疑いあり）と判定された方に実施するハウカツの実態把握訪問

# 厚生委員会報告資料

令和8年4月15日

件名	令和7年度地域包括支援センター業務委託評価の概要及び結果について																																	
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者はつらつ支援課																																	
内容	<p>令和7年度地域包括支援センターの業務委託評価の概要及び結果について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 評価の概要</b></p> <p>(1) 目的 地域包括支援センターの機能強化に向けたPDCAサイクル（別紙1）により、業務の平準化及び質の向上、適正かつ公正な業務運営体制の確保を図る。</p> <p>(2) 評価対象期間 令和7年4月1日～令和7年12月31日</p> <p>(3) 実施期間 令和8年1月26日（月）～令和8年2月3日（火）</p> <p>(4) 評価方法 履行評価（6点）取組評価（3点）委員評価（1点）の合計10点で行う。 ア 区による履行評価、取組評価 イ 地域包括支援センター運営協議部会委員による評価</p> <p>(5) 評価視点 ア 履行評価・取組評価 足立区地域包括支援センター事業業務委託仕様書及び各事業の活動報告書等に基づき、履行状況や地域包括支援センターの運営体制、事業ごとの取組状況等について、各事業担当課（高齢者地域包括ケア推進課、医療介護連携課、絆づくり担当課）が委託元の視点で評価する。 イ 委員評価 「委員評価チェックシート」等に基づき、地域特性、利用者への配慮等、利用者目線に立ち、（ア）（イ）の委員が専門的・客観的な視点で評価する。 （ア）外部評価委員</p> <table border="1" data-bbox="379 1503 1485 1765"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏名</th> <th>選出団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>榊原 美樹</td> <td>学識経験者（明治学院大学社会学部社会福祉学科）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>中村 輝夫</td> <td>足立区友愛クラブ連合会</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>鈴木 由美子</td> <td>足立区民生・児童委員協議会</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>内藤 久子</td> <td>足立区町会・自治会連合会</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>結城 宣博</td> <td>足立区社会福祉協議会</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ）内部評価委員</p> <table border="1" data-bbox="379 1827 1485 2047"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏名</th> <th>所属（R7年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>半貫 陽子</td> <td>高齢者施策推進室長（高齢者地域包括ケア推進課長）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>徳井 傑</td> <td>医療介護連携課長</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>小峯 直樹</td> <td>介護保険課長</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>橋本 太郎</td> <td>絆づくり担当部長（絆づくり担当課長）</td> </tr> </tbody> </table>		氏名	選出団体等	1	榊原 美樹	学識経験者（明治学院大学社会学部社会福祉学科）	2	中村 輝夫	足立区友愛クラブ連合会	3	鈴木 由美子	足立区民生・児童委員協議会	4	内藤 久子	足立区町会・自治会連合会	5	結城 宣博	足立区社会福祉協議会		氏名	所属（R7年度）	1	半貫 陽子	高齢者施策推進室長（高齢者地域包括ケア推進課長）	2	徳井 傑	医療介護連携課長	3	小峯 直樹	介護保険課長	4	橋本 太郎	絆づくり担当部長（絆づくり担当課長）
	氏名	選出団体等																																
1	榊原 美樹	学識経験者（明治学院大学社会学部社会福祉学科）																																
2	中村 輝夫	足立区友愛クラブ連合会																																
3	鈴木 由美子	足立区民生・児童委員協議会																																
4	内藤 久子	足立区町会・自治会連合会																																
5	結城 宣博	足立区社会福祉協議会																																
	氏名	所属（R7年度）																																
1	半貫 陽子	高齢者施策推進室長（高齢者地域包括ケア推進課長）																																
2	徳井 傑	医療介護連携課長																																
3	小峯 直樹	介護保険課長																																
4	橋本 太郎	絆づくり担当部長（絆づくり担当課長）																																

(6) 評価対象事業及び評価配点

	評価対象事業	評価配点	履行 評価	取組 評価	委員 評価	評価 合計
1	運営体制		6点	3点	1点	10点
2	総合相談支援		6点	3点	1点	10点
3	権利擁護		— (※)	9点	1点	10点
4	包括的・継続的ケアマネジメント		6点	3点	1点	10点
5	在宅医療・介護連携推進		6点	3点	1点	10点
6	生活支援体制整備及び一般介護予防		6点	3点	1点	10点
7	認知症施策関連		6点	3点	1点	10点
8	地域ケア会議推進		6点	3点	1点	10点
9	家族介護者支援		6点	3点	1点	10点
10	寄り添い支援活動		6点	3点	1点	10点
	合計		54点	36点	10点	100点

※ 履行評価は、仕様書に数値化された項目を客観的に評価している。権利擁護は、業務の性質上から数値化しにくいため、履行評価は行わない。

2 結果

区分	評点	該当数	
		R 6 年度	R 7 年度
良好	80点以上	24か所 (※)	25か所
普通	60点以上80点未満	0か所	0か所
不良	60点未満	0か所	0か所

詳細は、別添「令和7年度足立区地域包括支援センター業務委託評価の概要及び結果」のとおり

※ 千住本町の評価は、令和6年8月から受託事業者が代わったため、結果から除外した。

3 令和7年度の講評（抜粋）

(1) 維持してほしいこと

ア 地域包括支援センターの運営体制の安定

3職種（主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士）の不在期間がなく、安定した運営体制が保てるように、引き続き法人内で協力体制を継続してほしい。

イ モチベーション維持による働きやすい職場環境の継続

複雑多岐に渡る相談への対応を行うため、多数の職員を抱えるが、職員のモチベーション維持を図り、今後も退職者が出ないようにしてほしい。

(2) 挑戦してほしいこと

ア 若い人材の積極的な採用と後継者の育成

職員の補充は、ベテラン職員が望ましいとも聞いている。今後も、法人の協力を得ながら、運営体制の安定を目指してほしい。一方で、ベテランの配置が難しい場合は、新卒を採用していた。ハウカツ職員はベテランが多いため、後継者の育成は大切である。今後も、年齢のバランスを考えて、積極的に若い人材を採用することで、持続可能なハウカツ運営を継続してほしい。

イ 地域と連携した認知症サポーター養成

担当地域の小学校や中学校と連携し、認知症の普及啓発と地域のネットワーク構築に挑戦してほしい。

#### 4 今後の対応

(1) 各事業担当課（※）は、地域包括支援センターが作成した「令和8年度事業計画書」の履行状況を定期的に把握し、実施している内容が令和7年度の評価結果及び改善要求を反映しているか確認をする。

(2) 各事業担当課は、「令和8年度事業計画書」に基づき、地域包括支援センターにヒアリングを行い、より良い業務運営を目指し目的を共有する。

※ 福祉部 高齢者施策推進室 高齢者はつらつ支援課

高齢者はつらつ支援係、認知症施策推進担当、地域包括支援センター係  
福祉部 高齢者施策推進室 医療介護連携課

医療介護連携推進係、高齢援護第一係・第二係、権利擁護推進係  
地域のちから推進部 絆づくり担当課

絆づくり事業調整担当

(3) 地域包括支援センターの契約方法は、平成18年度から随意契約（単年度）だが、令和7年度から令和15年度にかけて、毎年度3か所ずつ25か所全ての契約方法を順次プロポーザル方式に切り替える。この評価結果はプロポーザル実施順の参考とする。

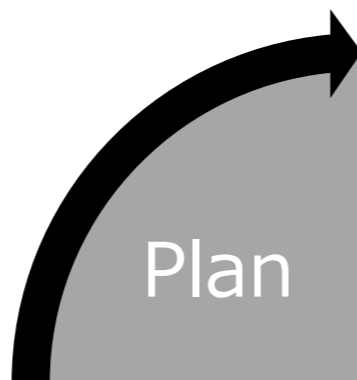
～ 令和7年度評価から令和8年度の計画まで ～

地域包括支援センター＝ホウカツ

**事業計画を立てる（ホウカツ） 3月中旬～4月下旬**

運営方針・仕様書・評価結果（改善要求）に基づいた令和8年度事業計画書を作成

- 1 足立区と受託法人で契約を締結
- 2 高齢者はつらつ支援課・医療介護連携課・絆づくり担当課とホウカツで目的を共有
- 3 高齢者はつらつ支援課・医療介護連携課・絆づくり担当課とホウカツで契約内容の計画をヒアリング（4月下旬～6月下旬）

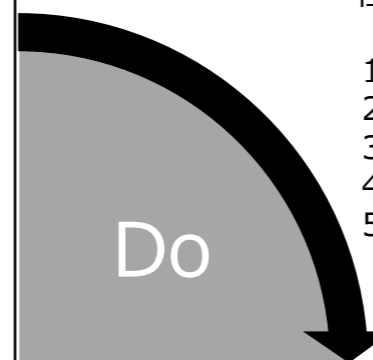


**事業計画を実行する（ホウカツ）**

委託契約内容を実施（10事業）

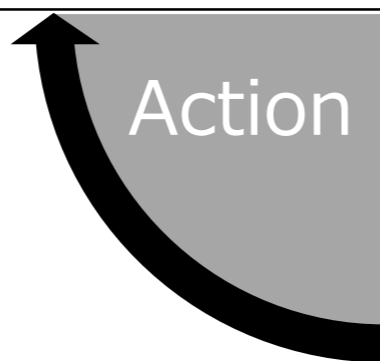
仕様書に基づいた委託業務を実施

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 1 運営体制            | 6 生活支援体制整備及び一般介護予防 |
| 2 総合相談支援          | 7 認知症施策関連          |
| 3 権利擁護            | 8 地域ケア会議推進         |
| 4 包括的・継続的ケアマネジメント | 9 家族介護者支援          |
| 5 在宅医療・介護連携推進     | 10 寄り添い支援活動        |



**業務改善を行う（ホウカツ） 2月上旬～3月下旬**

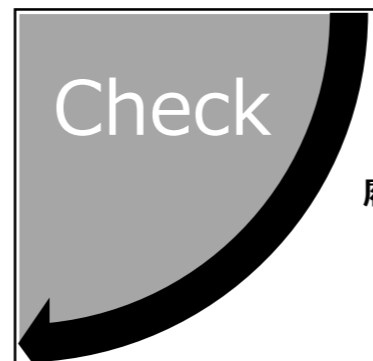
評価結果に基づいた改善要求（運営体制や事業計画など）



		不良	普通	良好
評 点		60点未満	60点以上80点未満	80点以上
①	履行計画ヒアリング	(2月上旬～中旬) 高齢者はつらつ支援課とセンター長が履行状況や取組内容を確認		
②	運営状況ヒアリング	(3月上旬～中旬) 高齢者はつらつ支援課とセンター長等（法人の代表者等）が指摘事項を共有		
	改善要求	高齢者はつらつ支援課からセンター長等に、評価結果に基づく各事業毎の業務内容の改善やサービスの質の向上を要求		
③	出張研修	基幹ホウカツと高齢者はつらつ支援課でホウカツに出向き改善要求に基づいた出張研修等を開催		

**履行状況を評価する（足立区） 1月中旬～2月上旬**

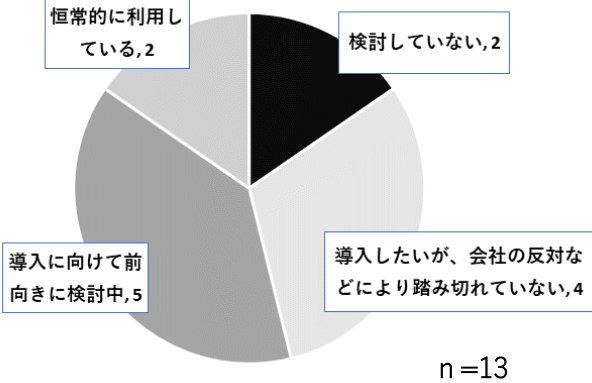
履行状況をできるだけ数値化した項目で客観的評価を実施



		自己評価（228項目・9月頃）	
①	評価者	ホウカツの職員	
	評価視点	厚生労働省が作成したホウカツの運営マニュアル及び区の運営方針に基づき、実践の振り返り及び業務に対する気づき	
②	評価者	高齢者はつらつ支援課、医療介護連携課、絆づくり担当課（3課8係：約42名）	
	評価視点	委託仕様書の履行状況	履行状況の取組内容
<b>委員評価</b>			
③	評価者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営協議部会員（学識、区民代表：足立区友愛クラブ連合会、足立区民生・児童委員協議会、足立区町会・自治会連合会）</li> <li>・ 区管理職</li> </ul>	
	評価視点	利用者目線に立ち専門的・客観的	

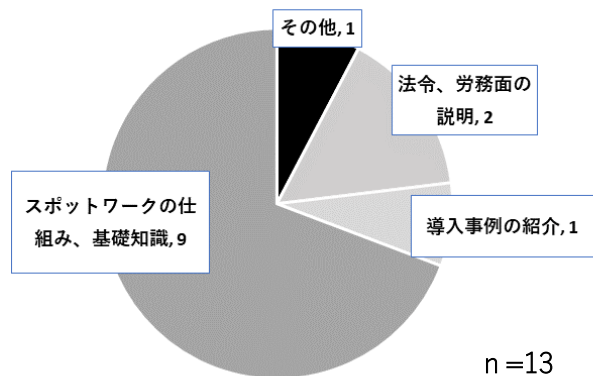
# 厚生委員会報告資料

令和8年4月15日

件名	介護の新たな担い手確保に向けたセミナーの実施結果について																				
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 医療介護連携課																				
内容	<p>介護現場で深刻化する人材不足を背景として、新たな担い手として期待される「外国人人材」「スポットワーク」について、区内介護事業所を対象に制度や仕組みなど基礎的な内容を伝えるセミナーを実施したので報告する。</p> <p><b>1 スポットワーク(※)セミナー</b></p> <p>(1) 日時、場所、講師</p> <p>ア 日時 令和8年2月5日(木) 午後2時から4時</p> <p>イ 場所 すこやかプラザ あだち 大研修室及びWEB配信</p> <p>ウ 講師</p> <p>第1部 「スポットワークの概況、及び、協会の取り組みについて」 スポットワーク協会 事務局長 後藤 一重 氏</p> <p>第2部 「スポットワーク協会会員事業者からの事例紹介」 株式会社タイミー カイテク株式会社 株式会社ベネッセキャリアオス</p> <p>※ 数時間から数日程度の短期間・単発で事業者と雇用契約を結んで働く形態</p> <p>(2) 参加事業者数</p> <table border="1" data-bbox="464 1227 1235 1451"> <thead> <tr> <th></th> <th>対面</th> <th>WEB</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問介護事業者</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>施設介護事業者</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>通所施設事業者、その他</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 受講後アンケートより(回収数:13)</p> <p>ア 参加事業者の導入状況</p> <p>未導入で今後利用したい意向のある事業者の参加が多かった</p>  <p>n=13</p>		対面	WEB	合計	訪問介護事業者	3	4	7	施設介護事業者	7	1	8	通所施設事業者、その他	1	4	5	合計			20
	対面	WEB	合計																		
訪問介護事業者	3	4	7																		
施設介護事業者	7	1	8																		
通所施設事業者、その他	1	4	5																		
合計			20																		

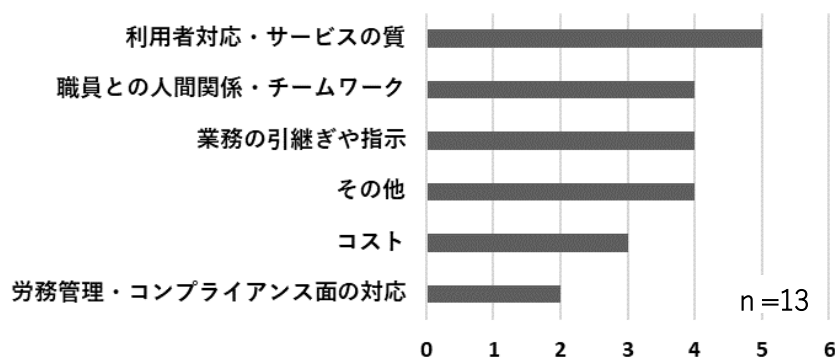
イ 最も参考になった内容

未導入の事業者が多かったため、仕組みなど基礎的な内容が参考になったという意見が多かった。



ウ 導入・利用にあたり不安を感じる点（複数回答可）

「特になし」と答えた事業者はなく、サービスの質や人間関係、業務の引継ぎなどにどの事業者も不安を感じていた。



エ 事業者からの感想

- ① 次回セミナーでは現場での事故やトラブル対応、無資格・未経験者に任せる業務の具体例などを聞きたい。
- ② 吸引や胃ろうなど専門的な業務に対応できるスポットワーカーがいたらありがたい。

## 2 外国人介護人材採用セミナー

(1) 日時、場所、講師等

ア 日時 令和8年2月17日（火）午後2時から4時

イ 場所 すこやかプラザ あだち 大研修室及びWEB配信

ウ 講師

第1部 「外国人介護人材雇用にかかる制度の概要」

かいごパスポート Tokyo 事務局 村上 健介氏

第2部 パネルディスカッション「事例紹介」

特別養護老人ホーム新田楽生苑 施設長 吉井 靖貴氏

株式会社わかばケアセンター 専務取締役 柳 大樹氏

かいごパスポート Tokyo 事務局 村上 健介氏

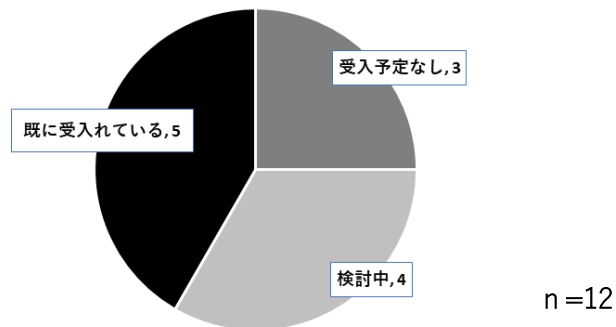
(2) 参加事業所数

	対面	WEB	合計
訪問介護事業者	4	0	4
施設介護事業者	5	1	6
通所施設事業者、その他	2	3	5
合計			15

(3) 受講後アンケートより (回収数: 12)

ア 参加事業所の導入状況

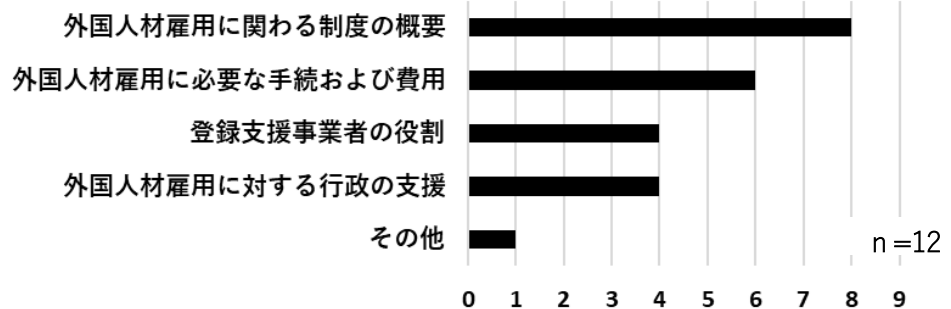
今既に受け入れている、受け入れについて検討中など外国人介護人材の採用意向がある事業者の参加が多い。



イ 参考になった内容 (複数回答可)

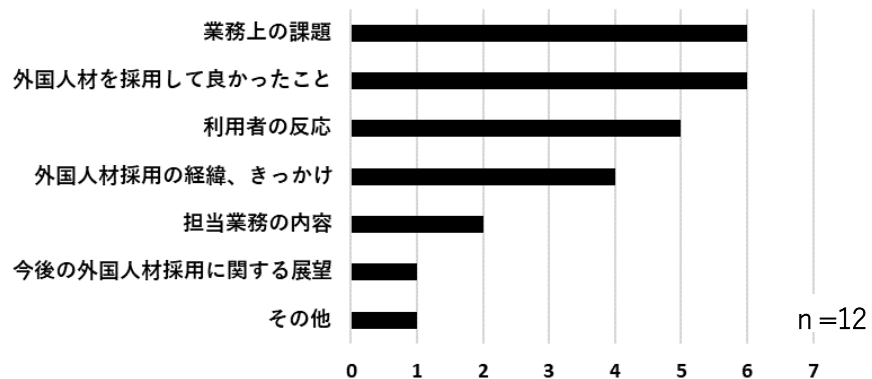
第1部 「外国人介護人材雇用に係る制度の概要」

制度の概要や雇用の際に必要な手続き及び費用など、雇用する際に必要な知識に関心が集まった。



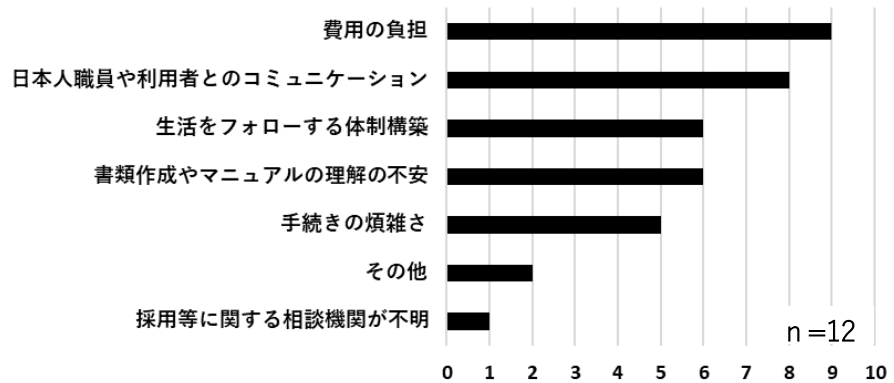
第2部 パネルディスカッション「事例紹介」

実際に導入している事業所における利用者の反応や課題に関心が集まった。



ウ 受入れの課題（複数回答可）

費用負担やコミュニケーションに対して課題を感じる事業者が特に多い。



エ 事業所の感想

- ① パネルディスカッション形式は大変有意義だったが、外国人の受け入れについては、入所系と在宅系とでやはり差があるように感じた。
- ② 在宅介護の担い手としては現状の制度以外での確保策が必要で現実的かと感じる。

3 今後の方針

- (1) 令和8年度も継続してセミナーを実施していく。
- (2) 内容については、今回のアンケート結果等により事業者が感じている課題や不安を感じる点を元に検討していく。

# 厚生委員会報告資料

令和8年4月15日

件名	「生活保護相談における窓口対応の検証」及び「相談窓口の録音」に関する再検証の答申について																			
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活支援推進課																			
内容	<p>「生活保護相談における窓口対応の検証」及び「相談窓口の録音」の再検証について、区長の附属機関である足立区生活保護適正実施協議会*（以下、「協議会」という。）から答申を受けたため報告する。</p> <p>※ 「足立区生活保護適正実施協議会」は、足立区生活保護適正実施協議会条例に基づき、足立区的生活保護における被保護者の自立支援及び適正実施を推進するため、区長の諮問に応じ、調査・研究・協議する附属機関</p> <p><b>1 再検証が行われた経緯（詳細は、別紙1の項番2を参照）</b></p> <table border="1" data-bbox="349 797 1477 1451"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年11月16日</td> <td>区長が協議会に対し、「生活保護相談における窓口対応の検証」及び「相談窓口の録音」について諮問を行った。</td> </tr> <tr> <td>令和6年3月21日</td> <td>協議会は検証部会を設置した上で、区長に対して答申を行った。</td> </tr> <tr> <td>令和6年5月20日</td> <td>上記答申について、区が令和5年12月11日の厚生委員会において、関係者全てにヒアリングを行うと答弁したにも関わらずヒアリング対象を区職員に限定したのは公平性・中立性を欠いているとして、当事者の支援団体等から再検証を求める要望があった。</td> </tr> <tr> <td>令和6年6月7日</td> <td>区が当事者及び支援団体等と意見交換を実施し、公平性・中立性の観点から当事者側へのヒアリングも必要と判断した。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 再検証の重要なポイントと結論（詳細は別紙1の項番1を参照）</b></p> <table border="1" data-bbox="349 1547 1477 2107"> <thead> <tr> <th></th> <th>再検証の重要なポイント</th> <th>再検証部会がまとめた本報告書の結論</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>本件対応において、生活保護の申請権侵害に該当する行為があったか否か。</td> <td>生活保護の申請権侵害の事実が認められ、厚生労働省の処理基準に従った対応もされていなかった。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>生活保護法（以下、「法」という。）第30条第1項本文の「居宅保護の原則」との関係で、居宅を失った者に対して施設で一定期間の保護を当然とするような誤った説明、取り扱いがなされていないか。</td> <td>転宅費用の一時扶助の説明が一切なされていないことや、施設への入居等についての説明に乱暴な部分があるなど、不相当な説明であった。 一定期間アセスメントを行うため施設にとどめることが当然であるかのような誤った対応が福祉事務所に広がっている可能性がある。</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	内容	令和5年11月16日	区長が協議会に対し、「生活保護相談における窓口対応の検証」及び「相談窓口の録音」について諮問を行った。	令和6年3月21日	協議会は検証部会を設置した上で、区長に対して答申を行った。	令和6年5月20日	上記答申について、区が令和5年12月11日の厚生委員会において、関係者全てにヒアリングを行うと答弁したにも関わらずヒアリング対象を区職員に限定したのは公平性・中立性を欠いているとして、当事者の支援団体等から再検証を求める要望があった。	令和6年6月7日	区が当事者及び支援団体等と意見交換を実施し、公平性・中立性の観点から当事者側へのヒアリングも必要と判断した。		再検証の重要なポイント	再検証部会がまとめた本報告書の結論	①	本件対応において、生活保護の申請権侵害に該当する行為があったか否か。	生活保護の申請権侵害の事実が認められ、厚生労働省の処理基準に従った対応もされていなかった。	②	生活保護法（以下、「法」という。）第30条第1項本文の「居宅保護の原則」との関係で、居宅を失った者に対して施設で一定期間の保護を当然とするような誤った説明、取り扱いがなされていないか。	転宅費用の一時扶助の説明が一切なされていないことや、施設への入居等についての説明に乱暴な部分があるなど、不相当な説明であった。 一定期間アセスメントを行うため施設にとどめることが当然であるかのような誤った対応が福祉事務所に広がっている可能性がある。
年月日	内容																			
令和5年11月16日	区長が協議会に対し、「生活保護相談における窓口対応の検証」及び「相談窓口の録音」について諮問を行った。																			
令和6年3月21日	協議会は検証部会を設置した上で、区長に対して答申を行った。																			
令和6年5月20日	上記答申について、区が令和5年12月11日の厚生委員会において、関係者全てにヒアリングを行うと答弁したにも関わらずヒアリング対象を区職員に限定したのは公平性・中立性を欠いているとして、当事者の支援団体等から再検証を求める要望があった。																			
令和6年6月7日	区が当事者及び支援団体等と意見交換を実施し、公平性・中立性の観点から当事者側へのヒアリングも必要と判断した。																			
	再検証の重要なポイント	再検証部会がまとめた本報告書の結論																		
①	本件対応において、生活保護の申請権侵害に該当する行為があったか否か。	生活保護の申請権侵害の事実が認められ、厚生労働省の処理基準に従った対応もされていなかった。																		
②	生活保護法（以下、「法」という。）第30条第1項本文の「居宅保護の原則」との関係で、居宅を失った者に対して施設で一定期間の保護を当然とするような誤った説明、取り扱いがなされていないか。	転宅費用の一時扶助の説明が一切なされていないことや、施設への入居等についての説明に乱暴な部分があるなど、不相当な説明であった。 一定期間アセスメントを行うため施設にとどめることが当然であるかのような誤った対応が福祉事務所に広がっている可能性がある。																		

### 3 再検証の視点及び評価（詳細は別紙1の項番3を参照）

再検証の視点	評価
1 初回面談における相談者Aさんに対する生活保護の申請権侵害について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 少なくとも過失による申請権侵害の違法が認められる。</li> <li>② 誤った見通しで申請権を抑制していた。</li> <li>③ 初回面接時の対応は制度の十分な説明や申請意思の確認を行っておらず、実施要領（処理基準）に反した対応であった。</li> </ul>
2 居宅を失った者に対する施設における保護の必要性の説明について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自費転居や遠隔地の無料低額宿泊所の説明など、不相当な説明があった。</li> <li>② 福祉事務所側の誤った対応が原因で、相談者Aさんが初回面接時の申請を諦めたのだとすると、申請権を侵害する行為と評価され、違法となる。</li> <li>③ DVの可能性のあることについての対応が一切なされていないことについては、相当性を欠いていた。</li> </ul>
3 生活保護の窓口における支援者の関与について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 支援者の役割は極めて大きかった。</li> <li>② 支援者が相談者を力づけて支える行為については、望ましいものと評価して受け入れるべきである。</li> <li>③ 自称「支援者」には厳しい態度で臨むことが必要である。</li> </ul>
4 録音について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 福祉事務所による録音は条件が整わないものとみられる。</li> <li>② 生活保護の相談窓口では、相談者による自由な録音を認めるべきである。</li> </ul>

### 4 再発防止策及び改善策の提言（詳細は別紙1の項番4を参照）

	再発防止策及び改善策の提言
1 生活保護の窓口対応のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活保護法、実施要領、都事例集、生活保護に関する裁判例などについての研修を徹底するべきである。</li> <li>② 支援者の役割について、謙虚になるべきである。</li> <li>③ 相談者の録音について、より自由に行えるようにすることが必要である。</li> </ul>
2 苦情対応の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 苦情窓口を整え、正確な法律上の知見に従った対応ができるようにすべきである。</li> </ul>
3 検証自体の公平性・相当性担保と個人情報保護法上の手当ての必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 検証チームに対し、プライバシー情報にも踏み込むことができる明確な調査権限を与え、守秘義務も一層整備することが望ましい。</li> </ul>

## 5 旧報告書の取扱い

令和8年2月20日に開催した令和7年度第2回協議会において、出席委員承認のうえ、協議会会長が取り消す旨の決定を行った。

## 6 今後の方針

- (1) 再発防止策及び改善策の提言を踏まえた区への対応について速やかに検討に着手する。
- (2) 検討結果についてはあらためて報告する。

### 《参考① 協議会の経過》

年月日	検討経過等
令和6年 7月23日	令和6年度第1回協議会 【内容】区長から協議会に対し再検証を諮問 協議会は再検証部会を設置
令和6年 8月 9日	第1回～第3回再検証部会 【内容】再検証の経緯説明、関係資料の内容整理 ヒアリング対象者及び内容の検討
令和6年 8月27日	
令和6年 9月27日	
令和6年11月19日	第4回再検証部会 【内容】関係者ヒアリング（相談者Aさん、支援者）
令和6年12月13日	第5回～第9回再検証部会 【内容】ヒアリングの進め方について 今後の再検証部会の進め方について 文書質問について
令和7年 1月21日	
令和7年 3月25日	
令和7年 5月13日	
令和7年 7月22日	
令和7年 8月19日	第10回再検証部会 【内容】関係者ヒアリング（当時相談係に在籍していた職員）
令和7年 8月26日	令和7年度第1回協議会 【内容】再検証の進捗状況について
令和7年10月21日	第11回再検証部会 【内容】録音の検証について
令和7年11月18日	第12回再検証部会 【内容】元福祉課長ヒアリング
令和7年12月16日	第13回～第14回再検証部会 【内容】報告書（案）について
令和8年 1月20日	
令和8年 2月20日	令和7年度第2回協議会 【内容】報告書の内容確定 協議会から区長に対し再検証の答申

《参考② 再検証部会委員等》

役職	氏名	所属等
会長	岡部 卓	協議会会長 新潟医療福祉大学教授
委員	坂田 誠 (R7. 3. 31 まで) 石川 祥江 (R7. 4. 1 から)	民生・児童委員協議会会長職務 代理
委員	渡邊 亨	一般社団法人足立区医師会理事
アドバイザー	山川 幸生	ひぐらし法律事務所 (東京弁護士会推薦)
アドバイザー	青木 尚人	高崎健康福祉大学健康福祉学部 社会福祉学科講師 (東京社会福祉士会推薦)
アドバイザー	稲葉 剛	一般社団法人つくろい東京ファン ド代表理事 (支援団体推薦)

令和8年2月20日  
足立区生活保護適正実施協議会

## 生活保護相談における窓口対応の検証及び相談窓口の録音についての再検証報告書【概要】

### 1 本報告書のあらまし（P1～P2）

#### (1) 本報告書について

令和5年10月10日、生活に困窮して足立福祉事務所に相談に訪れたAさんに対する足立福祉事務所の対応（以下、「本件対応」という。）について、足立区長（以下、「区長」という。）からの諮問を受けた足立区生活保護適正実施協議会（以下、「協議会」という。）が設置した検証部会により検証が行われ、令和6年3月21日に区長に対して「生活保護相談における窓口対応の検証及び相談窓口の録音についての報告書」（以下、「旧報告書」という。）による答申を行ったものの、その検証が不十分であるとして行われた再検証の結果が、本報告書である。

#### (2) 再検証の重要なポイントと結論（評価の詳細は「3 再検証の視点及び評価」を参照）

	再検証の重要なポイント	検証部会がまとめた旧報告書の結論	再検証部会がまとめた本報告書の結論
①	本件対応において、生活保護の申請権侵害に該当する行為があったか否か。	違法な追い返し行為をしたとまで認めることはできない。	本件対応においては、令和5年10月10日の初回相談の面談において、足立福祉事務所の職員による <u>生活保護の申請権侵害の事実が認められ、厚生労働省の処理基準に従った対応もされていなかった。</u>
②	生活保護法（以下、「法」という。）第30条第1項本文の「居宅保護の原則」との関係で、居宅を失った者に対して施設で一定期間の保護を当然とするような誤った説明、取り扱いがなされていないか。	説明、取り扱いは適切であると考えられる。	居宅を失った者の保護との関係でも、同日の初回相談の面談において、職員からAさんに対し、 <u>転宅費用の一時扶助の説明が一切なされていないことや、施設への入居等についての説明に乱暴な部分があるなど、不相当な説明</u> であった。 居宅を失った生活保護利用者については <u>一定期間アセスメントを行うため施設にとどめることが当然であるかのような誤った対応</u> が福祉事務所内に広がっている可能性がある。

#### (3) 旧報告書について

以上の指摘に反する旧報告書の事実の認定及び評価の記述は、すべて誤りであり、取り消されるべきである。

#### (4) その他の検討項目（評価の詳細は「3 再検証の視点及び評価」を参照）

- ① 旧報告書が消極的な検討結果を示した「生活保護の相談・申請の窓口における支援者の関与」をどう考えるか。
- ② 「生活保護の相談窓口における録音」をどう考えるか（旧報告書が全面的に否定した区による録音制度の是非だけでなく、旧検証部会で十分検討されていなかった相談者による録音の位置付けも含む）。

## 2 再検証が行われた経緯（P2～P5）

年月日	内容
令和5年11月16日	区長が足立区生活保護適正実施協議会に対し、「生活保護相談における窓口対応の検証」及び「相談窓口の録音」について諮問（以下、この2点を総称して「本件諮問事項」という。）を行った。
令和6年 3月21日	協議会は検証部会を設置した上で、区長に対して旧報告書による答申を行った。
令和6年 5月20日	本件諮問事項に対する上記答申について、当事者の支援団体等から再検証を求める要望があった。
令和6年 6月 7日	区が当事者及び支援団体等と意見交換を実施し、旧検証部会における検証においてはヒアリング対象を区職員4人（Aさんの相談に直接対応した足立福祉事務所福祉課総合相談係職員（以下、「B職員」という。）、いずれも本件対応当時の同係長（以下、「C係長」という。）、同福祉課長（以下、「D課長」という。）、同福祉事務所長。）に限っていたところ、公平性・中立性の観点から当事者側へのヒアリングも必要と判断した。
令和6年 7月23日	区長が協議会に対し、協議会から本件諮問事項の答申を受けた内容について再検証を行う旨の諮問を行った。
令和6年 8月 9日 ～ 令和8年 1月20日	<p>協議会は、再検証にあたって個別具体的な検討を行うため、再検証部会を設置し、第1回部会を開催し、以降14回にわたって部会を開催した。</p> <p>再検証部会では、本件対応においてAさん自ら足立福祉事務所職員らとのやり取りを録音していた音声データ（令和5年10月10日の初回面接時のもの及び同年10月13日の2回目の面接時のもの）、受付カード及び令和5年10月10日と同年10月13日の各面接記録票を重要な客観的資料とした。</p> <p>また、Aさん、Aさんを支援した支援者FさんとG区議、本件対応時に足立福祉事務所福祉課の相談担当だったE職員及びD課長の5人に対してヒアリングを行った。</p> <p>※ B職員は病気を理由に文書質問を含めたヒアリングに応じず、C係長はすでに退職していてオンラインを含めたヒアリングを拒否し、文書回答のみがなされた。</p> <p>再検証部会は、区に対し資料の提出及び説明を求め、必要なヒアリングを行った上で、再検証の検討を重ね、本報告書における答申に至った。</p>

### 3 再検証の視点及び評価（P 14～P 31）

再検証の視点	評価
<p>1 初回面談におけるAさんに対する生活保護の申請権侵害について（P 14～P 21）</p>	<p>① 本件対応のうち初回面接には、<u>少なくとも過失による申請権侵害の違法が認められる</u>（P 20）。</p> <p>② 実際、本件では、Aさんは、保護開始となっており、福祉事務所側の見通しが誤っていたと言わざるを得ず、<u>誤った見通しで申請権を抑制していた</u>（P 20）。</p> <p>③ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）では、生活保護の相談があった場合には、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認するものとされ、「生活保護法の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）でも多額の預貯金を保有していることが確認されるなど生活保護に該当しないことが明らかな場合等を除いて申請意思を確認することが徹底されているが、<u>初回面接時の対応はこれらを行っておらず、これら実施要領（処理基準）に反した対応であった</u>（P 20）。</p>
<p>2 居宅を失った者に対する施設における保護の必要性の説明について（P 21～P 27）</p>	<p>① <u>自費転居や遠隔地の無料低額宿泊所の説明など、不相当な説明があった</u>（P 25～P 27）。</p> <p>② <u>福祉事務所側の誤った対応が原因で、Aさんが初回面接時の申請を諦めたのだとすると、こうした説明は申請権を侵害する行為と評価され、違法となる</u>（P 27）。</p> <p>③ 足立福祉事務所としては、Aさんが精神的DVの被害者となっている可能性を見いだすことができたものといえるが、<u>DVの可能性のあることについての対応が一切なされていなかったことについては、相当性を欠いていた</u>（P 27）。</p>
<p>3 生活保護の窓口における支援者の関与について（P 27～P 29）</p>	<p>① 本件対応における<u>支援者の役割は極めて大きかった</u>（P 28）。</p> <p>② <u>支援者が相談者を力づけて支える行為については、望ましいものと評価して受け入れるべきである</u>（P 29）。</p> <p>③ 一方、親切を装って相談者を食い物にする<u>自称「支援者」には厳しい態度で臨むことが必要である</u>（P 29）。</p>
<p>4 録音について（P 29～P 31）</p>	<p>① 現時点では<u>福祉事務所による録音は条件が整わないもの</u>とみられる（P 31）。</p> <p>② 足立区庁内取締規則を改正して、<u>生活保護の相談窓口では、相談者による自由な録音を認めるべきである</u>（P 31）。</p>

#### 4 再発防止策及び改善策の提言（P 3 1～P 3 3）

	再発防止策及び改善策の提言
<p>1 生活保護の窓口対応のあり方（P 3 1～P 3 2）</p>	<p>① 以下の改善のため、生活保護法、実施要領、都事例集、生活保護に関する裁判例などについての<u>研修を徹底すべき</u>である（P 3 1～P 3 2）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅を失った生活保護利用者について一定期間アセスメントを行うため施設にとどめる取り扱いの一扫</li> <li>・ 相談者に対する丁寧な説明の欠如</li> </ul> <p>② 相談者に同行する<u>支援者の役割</u>について、相談者に力を与える協力者と考えるべき面があることを理解し、その対応について<u>謙虚になるべき</u>である（P 3 2）。</p> <p>③ <u>相談者の録音</u>について、より自由に行えるようにすることが必要である（P 3 2）。</p>
<p>2 苦情対応の活性化（P 3 2～P 3 3）</p>	<p>① 生活保護行政におけるコンプライアンスを支えるバックアップにもなるため、生活保護においても、<u>苦情窓口を整え、正確な法律上の知見に従った対応</u>ができるようにすべきである（P 3 2～P 3 3）。</p>
<p>3 検証自体の公平性・相当性担保と個人情報保護法上の手当ての必要性（P 3 3）</p>	<p>① 生活保護に関して検証を行うことを想定し、<u>検証チーム</u>に対し、条例・規則によって設置目的の人権上、区政上、区民生活上の重要性を明らかにし、その実現のために<u>プライバシー情報にも踏み込むことができる明確な調査権限</u>を与え、<u>守秘義務も一層整備</u>することが望ましい（P 3 3）。</p>

足立区生活保護適正実施協議会検証部会名簿

		所属等	氏名
1	会長	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科専任教授	岡部 卓
2	委員	民生・児童委員協議会（会長）	市村 智
3	委員	銀座ヒラソル法律事務所	酒井 雅男
4	委員	中部第一福祉課嘱託医	浅水 美紀
5	アドバイザー	足立区保護司会会長	横溝 正雄

※ 検証部会は令和5年12月27日から令和6年2月29日まで設置

足立区生活保護適正実施協議会再検証部会名簿

		所属等	氏名
1	会長	新潟医療福祉大学教授／東京都立大学名誉教授	岡部 卓
2	委員	民生・児童委員協議会会長職務代理	坂田 誠 (R7.3.31まで) 石川 祥江 (R7.4.1から)
3	委員	一般社団法人足立区医師会理事	渡邊 亨
4	アドバイザー	ひぐらし法律事務所 (東京弁護士会推薦)	山川 幸生
5	アドバイザー	高崎健康福祉大学健康福祉学部社会福祉学科講師 (東京社会福祉士会推薦)	青木 尚人
6	アドバイザー	一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事 (支援団体推薦)	稲葉 剛

# 厚生委員会報告資料

令和8年4月15日

件名	<b>被保護世帯向けエアコン購入費補助の実施について</b>		
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活支援推進課		
内 容	<p>令和8年4月1日、東京都福祉局から「被保護世帯向けエアコン設置区市緊急支援事業実施要綱」が示された。都の要綱に基づき、被保護世帯向けエアコン購入費補助を以下のとおり実施する。</p> <p><b>1 実施概要</b></p>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="336 685 531 943">補助額</td> <td data-bbox="531 685 1444 943">                     上限100,000円  <b>【内訳】</b>                      ① エアコン本体購入費 上限78,000円                      ② 設置費等 10万円からエアコン本体購入費の実額(上限78,000円)を差し引いた額の範囲内                 </td> </tr> </table>	補助額	上限100,000円 <b>【内訳】</b> ① エアコン本体購入費 上限78,000円 ② 設置費等 10万円からエアコン本体購入費の実額(上限78,000円)を差し引いた額の範囲内
	補助額	上限100,000円 <b>【内訳】</b> ① エアコン本体購入費 上限78,000円 ② 設置費等 10万円からエアコン本体購入費の実額(上限78,000円)を差し引いた額の範囲内	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="336 943 531 1043">交付条件</td> <td data-bbox="531 943 1444 1043">ケースワーカーの訪問調査によるエアコンの設置状況確認(設置や故障の有無)が必須</td> </tr> </table>	交付条件	ケースワーカーの訪問調査によるエアコンの設置状況確認(設置や故障の有無)が必須
	交付条件	ケースワーカーの訪問調査によるエアコンの設置状況確認(設置や故障の有無)が必須	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="336 1043 531 1686">対象世帯<sup>※2</sup></td> <td data-bbox="531 1043 1444 1686">                     被保護世帯で以下の要件を全て満たす世帯(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者を含む。)                      ① 居住する住宅にエアコンの設置がない、又は故障して使用できない世帯                      ② 生活保護の一時扶助(冷房器具購入費)の支給対象<sup>※1</sup>とならない世帯                      ※1 一時扶助の支給対象となるのは、生活保護の新規開始時や転居時に、居住する住宅にエアコンの設置がない場合などに限る。                      ③ 熱中症対策としてエアコンの設置が必要と足立区が認めた世帯                 </td> </tr> </table>	対象世帯 <sup>※2</sup>	被保護世帯で以下の要件を全て満たす世帯(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者を含む。) ① 居住する住宅にエアコンの設置がない、又は故障して使用できない世帯 ② 生活保護の一時扶助(冷房器具購入費)の支給対象 <sup>※1</sup> とならない世帯 ※1 一時扶助の支給対象となるのは、生活保護の新規開始時や転居時に、居住する住宅にエアコンの設置がない場合などに限る。 ③ 熱中症対策としてエアコンの設置が必要と足立区が認めた世帯
対象世帯 <sup>※2</sup>	被保護世帯で以下の要件を全て満たす世帯(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者を含む。) ① 居住する住宅にエアコンの設置がない、又は故障して使用できない世帯 ② 生活保護の一時扶助(冷房器具購入費)の支給対象 <sup>※1</sup> とならない世帯 ※1 一時扶助の支給対象となるのは、生活保護の新規開始時や転居時に、居住する住宅にエアコンの設置がない場合などに限る。 ③ 熱中症対策としてエアコンの設置が必要と足立区が認めた世帯		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="336 1686 531 1787">受付開始日(予定)</td> <td data-bbox="531 1686 1444 1787">令和8年4月13日(月)</td> </tr> </table>	受付開始日(予定)	令和8年4月13日(月)	
受付開始日(予定)	令和8年4月13日(月)		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="336 1787 531 1980">予算措置</td> <td data-bbox="531 1787 1444 1980">                     ① 受付開始日から補正予算が認められるまでの期間は、環境部から執行委任を受けて実施する。                      ② 令和8年度第2回定例会に計上予定の補正予算が認められれば、以降は福祉部の事業として実施する。                 </td> </tr> </table>	予算措置	① 受付開始日から補正予算が認められるまでの期間は、環境部から執行委任を受けて実施する。 ② 令和8年度第2回定例会に計上予定の補正予算が認められれば、以降は福祉部の事業として実施する。	
予算措置	① 受付開始日から補正予算が認められるまでの期間は、環境部から執行委任を受けて実施する。 ② 令和8年度第2回定例会に計上予定の補正予算が認められれば、以降は福祉部の事業として実施する。		
<p>※2 令和7年度との比較は別紙「被保護世帯向けエアコン購入補助金比較図」を参照</p>			

## 2 今後の方針

対象世帯が本事業を活用できるよう、以下のように周知に努めていく。

- (1) 4月中に全被保護世帯へ通知を送付する。
- (2) 窓口対応時や訪問調査時にケースワーカーによる勧奨を行う。

【参考】東京都福祉局の被保護世帯向けエアコン設置区市緊急支援事業の概要

実施主体	区市（中核市を含む）※ 都から助成金を交付
設置台数	1世帯あたり1台まで
助成上限	1世帯あたり10万円まで ※ ただし、エアコン本体費は78,000円まで、 設置費は10万円からエアコン本体費の実額（上限 78,000円）を差し引いた額までとする。
補助率	10/10
東京ゼロエミ ポイントの併用	併用可
補助対象世帯	次に掲げるものを <u>全て満たすもの</u> ① 被保護世帯 ② 居住する住宅にエアコンの設置がない、又は故障 して使用できない世帯 ③ 生活保護の一時扶助（冷房器具購入費）の支給対 象とならない世帯 ④ 熱中症対策としてエアコンの設置が必要と実施主 体が認めた世帯

## 【被保護世帯向けエアコン購入補助金比較図】

エアコンが1台もない世帯（新規購入）での比較

		令和7年度			令和8年度		
		対象世帯	エアコン 本体購入費	設置費等	対象世帯	エアコン 本体購入費	設置費等
生活 保護 法	一時 扶助	生活保護の新規開始時や転居時に、居住する住宅にエアコンの設置がない場合など	7万3千円	必要最小 限度の額	生活保護の新規開始時や転居時に、居住する住宅にエアコンの設置がない場合など	7万8千円	必要最小 限度の額
	区 補助 金 ( <small>※1</small> 環境部)	高齢者	8万円 (区 <sup>※1</sup> :7万円+都 <sup>※2</sup> :1万円)	以下の要件を全て満たす世帯 ① 居住する住宅にエアコンの設置がない、又は故障して使用できない世帯 ② 生活保護の一時扶助（冷房器具購入費）の支給対象とならない世帯 ③ 熱中症対策としてエアコンの設置が必要と足立区が認めた世帯	7万8千円	10万円からエアコン本体購入費（上限7万8千円）を差し引いた額	
障がい者（各手帳所持世帯）	8万円 (区 <sup>※1</sup> :7万円+都 <sup>※2</sup> :1万円)						
障がい者（自立支援医療受給者証所持世帯）	8万円 (区 <sup>※1</sup> :7万円+都 <sup>※2</sup> :1万円)						
ひとり親家庭（児童扶養手当受給）	8万円 (区 <sup>※2</sup> :7万円+都 <sup>※3</sup> :1万円)	合計10万円					

※1 令和8年度について、受付開始日から補正予算が認められるまでの期間は、環境部から執行委任を受けて実施

※2 足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金

※3 東京ゼロエミポイント事業